

## 歩掛参考見積募集要領

次のとおり歩掛参考見積を募集します。

令和 8 年 1 月 14 日

独立行政法人水資源機構  
揖斐川・長良川総合管理所長  
荒川 敏之

### 1. 目的

この歩掛参考見積の募集は、木曽川水系連絡導水路建設事業で予定している業務の積算の参考とするための作業歩掛を募集するものです。

### 2. 参考見積書提出の資格

- (1) 水資源機構における令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格業者の認定を受けていることとします。
- (2) 営業に関し法律上必要とされる資格を有していることとします。
- (3) 当機構から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（平成 6 年 5 月 31 日付け 6 経契第 443 号）に基づき、木曽川水系及び豊川水系関連区域において指名停止を受けていないこととします。

### 3. 参考見積書の提出等

参考見積書は、次に従い提出してください。

- (1) 参考見積書は、別紙一に示す作業項目毎に必要な技術者的人数等を記載してご提出ください。参考見積書の様式は問いませんが、作成例（別紙二）を参考としてください。
- (2) 提出期間：令和 8 年 1 月 15 日（木）から令和 8 年 1 月 28 日（水）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで

- (3) 提出先

独立行政法人水資源機構 揖斐川・長良川総合管理所長 荒川 敏之 宛

【担当】揖斐川・長良川総合管理所 経理課 里西

〒511-1146 三重県桑名市長島町十日外面 136

TEL : 0594-42-5012 FAX : 0594-42-5020

メールアドレス nyukei\_ibinagasou@water.go.jp

- (4) 提出方法

書面は持参、郵送、FAX またはメール（社印があること）により提出するものとします。  
(社印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の明記により省略可能)

- (5) 件名

木曽川水系連絡導水路建設発生土処理計画検討業務（仮称）

### 4. 参考見積内容

- (1) 業務作業項目、作業内容

本参考見積は、別紙一に示す作業を実施するための標準的な歩掛等とします。

- (2) 業務費の構成と歩掛等見積徴取範囲

- ① 本歩掛参考見積を適用する業務費の構成は、当機構が別に制定する「積算基準及び積算資料（調査等編）」（以下「基準書」という。）によるものとします。
- ② 歩掛け参考見積徴取範囲は基準書で定義されている直接人件費等のうち、上記(1)「業務

「作業項目及び作業内容」を実施するために必要な技術者の人数等を徵取します。

なお、基準書で定義されている直接経費のうち、上記(1)を実施するために、電子計算機使用料の計上が必要な場合は、参考見積書に「電子計算機使用料=直接人件費×○%」等を明記してください。

(3) 技術者の職種と定義

国土交通省が公表している「令和7年度設計業務委託等技術者単価」における「技術者の職種区分定義」によるものとします。

(4) 見積有効期限

令和8年6月30日まで

**5. 募集要領に対する質問**

この募集要領に対する質問がある場合は、次に従い、書面（様式は自由）により提出してください。

(1) 提出期間：令和8年1月15日（木）から令和8年1月21日（水）まで

持参する場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで

(2) 提出場所：3. (3) に同じ

(3) 提出方法：3. (4) に同じ

**6. 質問に対する回答**

質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供します。

(1) 閲覧期間：令和8年1月23日（金）から令和8年1月28日（水）まで

(2) 閲覧方法：ホームページに掲載します。

**7. 参考見積書作成及び提出に要する費用**

参考見積提出者の負担とします。

**8. ヒアリング**

提出していただいた参考見積書についてヒアリングを実施することがあります。

**9. その他**

この参考見積書をご提出いただいたことで、業務の指名又は競争参加資格をお約束するものではありません。

ご提出いただいた参考見積書は、業務積算の目的以外には使用いたしません。

## 見積仕様書

件名：木曽川水系連絡導水路建設発生土処理計画検討業務（仮称）

### 第1節 業務目的

本業務は、次項1-1に示す既往検討成果（以下、「既往成果」という。）において検討した建設発生土処理について適正な処理の検討を行うものであり、技術基準、法令等の改訂、新技術・技術的レベルの向上、社会的状況の変化、調査結果の蓄積等を踏まえ、費用、工期、周辺環境（騒音・振動）及び安全性への影響等を整理し、最適な事業計画について詳細設計レベルで検討を行うものである。なお、建設発生土には重金属を含む要対策土（自然由来重金属等含有土及び酸性土）が含まれると想定しており、本業務では要対策土の処理計画検討を含むものとする。

1-1 関連する既往成果は、次のとおりである。

- (1) 導水路設計施工技術検討業務報告書（平成21年度）
- (2) 地質総合解析業務報告書（平成21年度）
- (3) 地下水等調査業務報告書（令和5年度）
- (4) 木曽川水系連絡導水路基本検討業務（令和7年度末完了予定）
- (5) 木曽川水系連絡導水路施設基本検討業務（令和7年度末完了予定）
- (6) 掛斐・各務原工区地質総合解析業務（令和8年7月末完了予定）

### 第2節 業務内容

#### 2-1 設計計画

木曽川水系連絡導水路の事業計画、既往調査結果等について、既往検討結果、他事業の参考事例等（主に岐阜県内）を把握し、業務計画書の立案・作成を行うものとする。

#### 2-2 現地調査

業務に先立ち、貸与資料を基に現地調査するものとする。現地調査では、工事用道路や施工ヤード等の確保の観点から、近接構造物や土地の利用状況等を把握するものとする。なお、現地調査は取水工予定地及び立坑予定地、放水工予定地（11箇所）の周辺とする。

#### 2-3 設計条件の確認

既往成果で整理した施工計画について確認するものとする。

### 第3節 建設発生土処理計画詳細検討

#### 3-1 建設発生土処理計画検討

導水路工事（上流施設を対象）で発生する建設発生土について、岐阜県内の事例を収集するとともに、通常の発生土及び重金属を含む要対策土について本事業で発生する土砂の処分方法について詳細な検討を行うものとする。

##### (1) 建設発生土量の分類

導水路工事（上流施設を対象）で発生する要対策土（自然由来重金属等含有土及び酸性土）及び通常の発生土量を分類するものとする。

##### (2) 建設発生土量の予測

建設発生土量の予測は、導水路施工方法及び施工時期を勘案しつつ、既往の地質調査結果、重金属類分析結果を反映した上で算定することとする。算定する土量については、地山土量及びほぐし土量を分別して算出することで事業全体の発生土としてとりまとめるものとする。なお、施工方法及び施工時期については、別途、指示する。

### (3) 発生土処理及び利用計画

通常の建設発生土については、処分費を比較し、最適な方法で処理することとする。なお、近隣で建設発生土が処理できる計画があれば、その処分計画に基づき、処分の時期等についてとりまとめるものとする。

また、要対策土については、外部委託処分先の情報を収集し、受入先を検討するとともに、施工時の要対策土判断方法、試験方法等についてトンネル工法毎に詳細検討を行うものとする。

### (4) 仮置き計画

掘削した土砂等は基準に適合しているか否か土壤溶出試験を行い測定する必要があることから、各立坑及びトンネル施工発進場所からの土砂等の仮置きに必要となる仮置き場の面積等を、トンネルの施工計画や分析日数等を踏まえ検討するものとする。

また、建設発生土自然由来重金属等汚染対策の手引き（令和6年4月岐阜県）を踏まえ、仮置き場として必要となる施設整備を検討するものとする。併せて、濁水処理プラントについても処理条件を設定することとする。

### (5) モニタリング計画

基準不適合土に遭遇した場合、周辺環境への汚染の拡散状況や、施工中における周辺環境への影響及び対策の有用性の監視、施工後の対策効果の確認のため、地盤や地下水及び公共用水等についてモニタリングを実施する必要があることから、これに係るモニタリング計画を立案するものとする。

### (6) 運搬計画

建設発生土の運搬については、安全の確保や騒音・振動などの環境影響の最小化及び円滑な車両の交通等の観点から運搬経路を選定することとする。また、運搬車両には飛散防止措置（シート掛け、洗車設備）を施すなどの措置を検討し、併せて運搬時間帯を想定した運搬計画を立案することとする。

### (7) 安全管理計画立案

上記(6)運搬計画にて検討した経路について安全確保が困難な場合や交通渋滞が見込まれそうな箇所がある場合については、それに変わる代替え案を車両の交通安全対策を3案程度、検討することとともに、最適案については詳細に検討することとする。

## 3-2 関係機関協議資料作成等

### (1) 事業費等監理委員会（仮称）資料作成

事業費等監理委員会（仮称）を見据えコスト縮減などを主眼に置いた資料を作成することとする。

### (2) 関係機関協議資料作成

今後、建設発生土処理について関係機関と協議を進める必要があり、それに必要な資料等を作成するものとする。

### (3) 委員会設立に向けた資料作成

岐阜県との協議に合わせ「要対策土における処理委員会（仮称）」を設立予定である。上記委員会の設立に向けた学識経験者との事前協議資料の作成を行うものとする。

## 第4節 照査

照査にあたっては、業務の節目（打合せの実施時期で5回を想定）毎に実施するものとし、照査した結果については照査報告書に含めて提出するものとする。

## 第5節 報告書作成

上記までの検討に加えて、詳細設計にあたっての調査計画及び留意事項の抽出を含めて成果をとりまとめ、報告書を作成するものとする。

-以 上-

**木曽川水系連絡導水路建設発生土処理計画検討業務（仮称）歩掛見積調査表（例）**

細別・見積項目	単位	直接人件費							直接経費	備考
		主任技術者 (人)	理事・技師長 (人)	主任技師 (人)	技師（A） (人)	技師（B） (人)	技師（C） (人)	技術員 (人)		
<記載例>										
○○○○設計	式		1.000	2.000	1.000	1.000	1.000		2.0	
<見積項目>										
建設発生土処理計画検討										
設計計画	式									
現地調査	式									
設計条件の確認	式									
建設発生土処理計画検討	式									
建設発生土量の分類	式									
建設発生土量の予測	式									
発生土処理及び利用計画	式									
仮置き計画	式									
モニタリング計画	式									
運搬計画	式									
安全管理計画立案	式									
関係機関協議資料作成等	式									
事業費等監理委員会（仮称）資料作成	式									
関係機関協議資料作成	式									
委員会設立に向けた資料作成	式									
照査	式									
報告書作成	式									

1. 本資料は、参考様式であり、見積書の様式は問いません。